

令和7年度 三鷹市新型コロナウイルス感染症予防接種のお知らせ ～予防接種費用の一部を公費負担します～

1 対象者 下記(1)又は(2)に該当する方（※近隣市区民の方は下記6参照）

- (1) 接種日当日満65歳以上の三鷹市民
- (2) 接種日当日満60歳以上65歳未満の三鷹市民で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限される程度の障がい有する方、及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がい有する方

※接種はご本人の希望により行うものであり、希望しない場合は行う必要はありません。

2 実施期間【令和7年10月1日（水）から令和8年3月31日（火）まで】

◇予防接種の実施は、協力医療機関の実施日時によります。

※時期によっては、ワクチンの在庫が無くなり、接種ができない場合があります。お早目の接種をお勧めします。

※費用助成を受けて接種できるのは、実施期間中1回です。

3 接種場所【三鷹市内協力医療機関】 ※医療機関に直接ご予約ください

◇近隣市区（武蔵野市／調布市／小金井市／西東京市／杉並区／世田谷区）の協力医療機関でも接種可能です。

※使用するワクチンメーカーは医療機関により異なります。

4 接種の受け方について ※予診票の個別発送はしていません

【必要なもの】

- (1) 住所、氏名、年齢を確認できる本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）
- (2) 予診票（医療機関にて交付）

※西東京市・杉並区・世田谷区の医療機関で接種を希望される方は、事前に三鷹市総合保健センターで予診票の交付を受け、各市区の協力医療機関にお持ちください。

【注意事項】

予防接種の説明書をご確認の上、予診票に必要事項を記入してから接種を受けてください。接種を受けるときは、検温と診察があり、診察の結果により予防接種を受けられない場合があります。

5 接種費用（自己負担金） 6,500円 / 1回 ※助成は実施期間中1回のみ

◇対象者のうち次に該当する方は、必要書類をご用意していただくことにより、無料で接種できます。

- (1) 生活保護受給世帯の方 【必要書類】 保護証明書
- (2) 中国残留邦人等支援給付受給世帯の方 【必要書類】 支援受給証明書

※上記の必要書類は三鷹市生活福祉課（市役所2階 21番窓口）にご連絡ください。

6 近隣市区民（武蔵野市／調布市／小金井市／西東京市／杉並区／世田谷区）の方へ

◇上記の近隣市区民の方も三鷹市内の協力医療機関で接種できます。手続きや必要書類についてはお住まいの自治体にご確認ください。

＜裏面もご覧ください＞

7 予防接種を受ける前に

(1) 一般的な注意点

新型コロナウイルス感染症予防接種について、このお知らせやワクチンの説明をよく読んで、必要性や副反応について、よく理解しましょう。気にかかることや、わからないことがあれば予防接種を受ける前に担当の医師や看護師に相談しましょう。十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。予診票は接種をする医師にとって、接種の可否を決める大切な情報です。基本的には、接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種する医師に伝えてください。

(2) 予防接種を受けた後の一般的注意事項

ア 予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

イ ワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。

ウ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

エ 接種当日はいつも通りの生活をしてかまいませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

(3) 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時にほかの病気がたまたま重なってあらわれることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などがあらわれた場合は、接種した医師（医療機関）等の診察を受けてください。

8 予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での入院または入院相当の治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因によるものなのかの因果関係を、国の審査会にて審議し、予防接種によるものであると厚生労働大臣が認定した場合に給付を受けることができます。

ワクチンについては、まれに重篤な副反応を引き起こすことがあります。リスクを完全には排除できないということをご理解いただいた上で接種を受けていただくようお願いします。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師及び市健康推進課へご相談ください。

接種の履歴は、電子計算組織（三鷹市健康システム）に記録し、個人情報の保護に関する法律等に基づき、市が責任を持って管理します。

【お問い合わせ先】

三鷹市健康福祉部健康推進課予防接種係（三鷹市総合保健センター） TEL0422-24-8050